



情報(第 16 号)

就業規則の意義



745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

表紙写真：蕨（わらび）を腹這いになって撮影しました（岩国市錦町）

就業規則の意義



1 企業の成長と就業規則

一人親方から、企業として成長する過程は、①事業主＋家族従業員、②他人従業員採用、③他人従業員複数化、④会社組織＋従業員多数化となります。

従業員の休暇、昇給を想定すると、②の段階までならば、いわば気の向くまま実施しても特段の問題は生じません。しかし、③の段階に至ると、公平性の観点からAに与えてBに与えないということはできません。④に至ると、休暇、昇給のみならず労働条件全体を整理しておかないと採用に支障が生じ、社会的信頼が得られないことになります。

そこで、労働者の就業上遵守すべき規律及び労働条件に関する具体的細目について定める必要性があり、この規則類が就業規則です。

2 就業規則の作成・届出義務

常時 10 名以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出しなければならず（労働基準法第 89 条）、これに違反すると 6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処するとされています（同法第 119 条第 1 号）。実態が変わったにもかかわらず就業規則を変更していないときも同様です。

義務だから作成・改正するとの姿勢ではなく、使用者側は、労働条件を示して気持ちよく働いてもらう、労働者側は、遵守すべき事項や労働条件をよく認識して、お互いに働きやすい職場を構築する仕組みととらえましょう。

常時 10 名以上の労働者とは、時に 10 人未満となることがあっても、常態として 10 人以上であるときで、労働者には、正規雇用労働者だけではなく、臨時的・短期的雇用の労働者を含み、他社へ派遣中の労働者も含まれます。

3 就業規則を活かした事業運営

就業規則が効力を生じるためには、届出だけでなく次項のとおり労働者に周知が必要です。周知方法として、①常時作業場の見やすい場所への掲示又は備え付け、②書面を労働者へ交付、③事業場の共有フォルダへ就業規則を保存し、PCから各労働者がいつでも確認できることの三つがあります。

労働者を採用したときは、採用時教育の一環として②により就業規則の要点を説明し、就業規則を改正したときは、②により要点を朝礼などで説明することがお勧めです。単に、掲示しただけ、保存しただけではなく、積極的に事業運営に活かす工夫をしましょう。

就業規則を交付したならば、労働者から受領印をとって記録を残すべきで、大事なものの認識も高まります。労働者も必ず確認するようにしましょう。

4 就業規則の効力発生時期

就業規則が法的規範としての性質を有するものとして、拘束力を生ずるためには、その内容を適用を受ける事業場の労働者に周知させる手続が採られていることを

要します（最高裁判所第二小法廷平 15. 10. 10 集民 211-1）。

前記は、労働者が懲戒解雇され、それが違法として、損害賠償を請求した事案です。会社就業規則には、懲戒解雇事由と懲戒解雇規定があって、労働基準監督署に届け出ていたところ、それを周知させる手続が採られていることを認定しないまま、懲戒解雇が有効であると判断した高等裁判所の判断は違法だと、差し戻しをしています。判決文中に、就業規則が懲戒解雇された事業場に備え付けられていなかったと記されており、会社側の負け判で決着したように思われます。

5 就業規則の記載事項

就業規則には、いかなる場合であっても必ず記載すべき「絶対的記載事項」と定めをする場合には必ず記載する「相対的記載事項」とがあります。

区分	内容
絶対的 記載事項	一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項 二 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 三 退職に関する事項（解雇の事由を含みます）
相対的 記載事項	三の二 適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 四 臨時の賃金等（退職手当を除きます。）及び最低賃金額に関する事項 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせることに関する事項 六 安全及び衛生に関する事項 七 職業訓練に関する事項 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 九 表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項 十 事業場の労働者すべてに適用されるルールに関する事項

6 就業規則の意義再考

就業規則は、ネット上からコピーして自社名を記載したとお聞きすることがあります。就業規則は、企業の根幹をなす存在です。売上を確保し、事業を永く継続していくためには、自社の就業規則に注意を配ることが必要です。

当法人では、事業主様と相談してその企業に適合した就業規則の作成・改正の提案を行っております。是非ご利用ください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp